

一般社団法人日本禁煙学会
認定専門指導者更新申請書

一般社団法人日本禁煙学会
認定制度委員会 御中

一般社団法人日本禁煙学会認定専門指導者更新規約に基づき、認定更新の審査を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

年 月 日

会員番号

〒

住 所 _____

申請者氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

認定番号 _____ 号

認定期間 _____ ~

*この欄には記入しないで下さい。

受付年月日	
単 位 数	
備 考	

1. 第1回総会出席 10単位 移行措置として認められます。
2. 第2回総会出席 10単位 移行措置として認められます。
3. 5年間の禁煙治療・支援のレポート 20単位：

4. 3年間の学会レポート 15単位 または総会出席 10単位/回

5. 禁煙治療セミナー出席 10単位/回

6. その他の単位（禁煙講習会のチラシなどは別に添付してください。）

研修・業績単位表

1. 学術集会・講演会	知識の点数として加算	出席	発表		
日本禁煙学会学術総会	(理事会が認め、イベント欄に のったもの)	10	10		
学術総会のレポート		5			
海外の禁煙学会		10	5		
日本禁煙学会主催講演会		10			
その他の講習会・講演会		5	5		
2. 禁煙に関連する論文・著書	著作の点数として加算	筆頭著者	2 nd	3 rd	4 th
日本禁煙学会雑誌	禁煙関連論文 理事会が認めたもの	10	4	2	1
海外の雑誌		10	4	2	1
その他の学術論文・著書		5	2	1	0
3. 禁煙治療・支援レポート	5年間に一回、実技の点数として加算	20			
4. 禁煙講習会等の講師歴	一つで5単位	5			
5. 認定治験参加	1年に10単位加算				

3. 認定更新を行おうとする者は、申請時まで継続して本会会員でなければならない。

4. 認定更新の審査は、日本禁煙学会認定委員会(以下「本委員会」)が行う。

5. 理事長は、本委員会が審査を行い適格と判断した者に、理事会の承認を得て認定証を交付する。

6. 認定更新には、専門指導者の認定または前回の認定更新を受けてから 5 年間に、別表に定める単位を 50 単位以上取得していることを要する。ただし、少なくとも1回は日本禁煙学会学術総会に参加することが望ましい。 7. 専門指導者の認定更新を受けようとする者は、認定期間の終了する年の 10 月 1 日から

12 月末日の間に所定の書類を提出し、認定更新料を納付しなければならない。認定期間 終了後更新までの期間の資格は更新を申請した場合、自動的に延長するものとする。ただし、申請が却下された場合はその時に有効期間が終わるものとする。

8. 認定更新期限内に取得単位数が規定の点数に達しないことが見込まれる者は、公示する 期間内に更新猶予申請書の提出により、1 年間を限度として、次年度に更新資格が与えられるものとする。

9. 特別な事情(海外留学、長期の病気療養など)の場合には、証明書を添付して更新延長 申請をすることができる。延長期間は年単位とし、認定更新には、その年数を除き、復 帰後と延長期間以前との合計で 5 年間となる年に通常の更新の手続きを行うものとする。